

日本橋法人会会員の皆様へ

公益社団法人 日本橋法人会
会長 三田 芳裕

税理士の代理送信による e-Tax の利用促進について

日本橋法人会の皆様方には、平素から法人会活動に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国税庁では、現在、政府全体として取り組んでいる電子政府の構築の一環として「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大を進めています。

この e-Tax は、オフィスからインターネットを利用して申告や納税の手続きができるなど納税者の便利性の向上を図るものであるとともに、国税局の事務の効率化を目的として取り組まれているものであり、当法人会としても、IT 委員会を中心に「e-Tax の推進」を図ることとしております。

つきましては、会員の皆様方には、御理解と御協力をいただき、是非とも e-Tax の利用を始めていただきますようお願い申し上げます。

なお、e-Tax を利用して申告するには、貴社のパソコンを利用していただくこともできませんが、「手続きが面倒」「パソコンが苦手」等とお考えの方もいらっしゃいます。

そこで、貴社の代わりに税理士先生が代理送信する方法がありますので、是非とも、法人税・消費税の申告、法定調書等の提出の際には、顧問税理士先生に「e-Tax」での提出を依頼していただきますようお願い申し上げます。

「代理送信」・・・税理士が納税者に代わって電子申告を行うことです。

「メリット」

- 納税者本人の電子証明者（住基カード）や IC カードリーダーライタの取得が不要です。
- 従来と同様に申告書作成に係る会社側の手間はかかりません。

◎ 会報に折込の「e-Tax による代理送信のお願い」を利用し、貴社の顧問税理士にお渡しいただくと共に、その旨を御依頼下さい。

～トピックス～

「ダイレクト納付」…源泉所得税の徴収高計算書の提出及び納付について

源泉所得税の徴収高計算書の作成は税理士先生に依頼せず、貴社で行っている場合には、「ダイレクト納付」の手続きを税務署に行えば、オフィスからインターネットで、電子証明書を使用せず、計算書の提出ができ、また、届出をした預貯金口座から指定した納付期日に振振替が行われ、納付が完了します。こちらも是非御利用ください。

平成 年 月 日

顧問税理士

.....先生

(住所・法人名・代表者名・印・電話番号)

e-Tax による代理送信のお願い

拝啓 先生におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、弊社の税務会計業務に関して、なにかとご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、先生におかれましては、すでにご承知のことと存じますが、国税庁では電子政府の構築の一環として e-Tax の普及拡大を図っております。

弊社としても、e-Tax の普及拡大に、協力したいと考えております。

つきましては、今後、当社の法人税・消費税の申告、法定調書の提出等 e-Tax の利用が可能な手続きについては、代理送信をお願いいたします。

敬具